

## 会議録

会議の名称	第46回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成26年8月8日（金曜日） 午前9時から午前11時35分まで
開催場所	保谷庁舎4階 第3会議室
出席者	委員：浅野委員、石塚委員、海老澤委員、大友委員、大西委員、小野委員、小幡委員、小林委員、佐藤委員、谷本委員、納田委員、藤岡委員、宮崎委員、村田委員、保井委員 西東京市：伊藤都市整備部参与（都市計画課）松本都市計画課長、福本主査、加藤主査、小貫主査、宮本主任、乙幡主事
議事	1 西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線の都市計画の変更について（付議） 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について（諮問） 3 本年度審議予定の地区計画について（報告）
会議資料の名称	資料1 西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線の都市計画の変更について 資料2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について 資料3 本年度審議予定の地区計画について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>傍聴希望者入場…傍聴者なし</p> <p>○加藤主査： 開会の挨拶</p> <p>○伊藤参与： 挨拶</p> <p>○加藤主査： 議事内容の報告</p> <p>加藤主査： 会議資料の確認</p> <p>○大西会長： （開会宣言） 本日は、出席委員が15名ということで、西東京市都市計画審議会条例第6条に規定する定足数を満たしていることを報告する。 本日は従来どおりの手続に基づき、傍聴及び会議録の公開について各委員に意見を諮る。 （全会一致で傍聴及び会議録を公開とする。）</p> <p>○大西会長： それでは、次第に沿って議事を進める。</p> <p>○伊藤参与：</p>	

## 議案書の提出

○大西会長：

議案第1号「西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線の都市計画の変更について」事務局の説明を求める。

○松本課長：

資料により説明

○大西会長：

それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。

○納田委員：

現実的な状況に即した形に変更するということであるから意見はないが、3・4・24号の本線の見通しが立ってこそその交通広場の整備であると思うので、今後の見通しについて聞きたい。また、IHIの開発も終わりに近づいており、向台中央通り、鈴木街道、都市計画マスタープランの中でも東西方向の軸となっている3・3・3号、こういった道路が重要であることは間違いないが、今までの都との話し合いはどういうものだったのか。

○松本課長：

3・4・24号は、現在は交通広場のみが第三次事業化計画優先整備路線の位置付けがされている。平成28年度以降の次期事業化計画の策定の協議を都及び関係市町と進めている。その中で3・4・24号本線についても優先整備路線として位置付けていきたいと考えている。次期事業化計画の決定は平成27年度となっている。市としては交通広場だけの整備で終わることなく本線も整備を進めていきたいと考えている。どこまで整備を進めていけるかは3・5・2号、3・3・3号いずれかの幹線道路の目途ができないとなかなかネットワークを組めないの、そちらも併せて都や関係市町と調整をとっていきたいと考えている。

納田委員：

都と四次化の話をしているということだが、東西都市軸の3・3・3号とセットという認識でよいか。それとも向台中央通りや鈴木街道とのアクセスを重視し独自で3・4・24号を整備していきたいのか。

○松本課長：

3・4・24号は市が整備を行う道路と認識しているので、仮に3・3・3号が東京都全体のバランスの中で事業化計画に載らない場合でも市が独自に3・4・24号の事業化を検討できる。その場合は、3・5・2号までが道路ネットワークを組むのに合理的だと考えている。

○大友委員：

庁舎の統合の議論が進んでいるが、仮に田無庁舎に統合されることになったら田無駅の乗降客に影響が出ると思う。交通広場の整備を先行することで歩行者の安全を守るというのが視点の一つとして考えられると思うが、現段階で庁舎統合と交通広場の整備の影響についてどのように考えているのか。

○松本課長：

庁舎の統合と交通広場の整備は基本的には切り離して考えている。まちづくりという観点から駅へのアクセスの向上ということで都市計画マスタープランに基づき、未整備の駅前の整備を鋭意進めていきたいと考えている。その一環としての田無駅南口の交通広場の整備である。段階的になると思われるが、まず交通広場を整備して、次に本線の整備を考えている。従って、庁舎の統合がどうなるのかは別として、田無駅の南口の空間については都市計画的な観点から整備していきたいと考えている。

○大友委員：

庁舎の統合とは直接的にリンクして考えないということは理解した。前回の都市計画審議会で、広場の使い方の議論を審議会でできると都市計画審議会らしい議論になると会長の方からもお話があった。平面図を見ると、どこにどういう植栽をするかで広場の使い方に多少なりとも影響があると思う。どの辺がまだ変更できる場所なのか。地元でお店をやっている人たちとも議論をしながらできるだけ人を呼べるような広場を造っていく仕掛けが必要かと思う。そのような議論はこの先どこでどのようにできるのか考えを聞かせてほしい。

○松本課長：

お示した平図面の樹木の位置はあくまで概略である。イメージとして捉えていただければと思う。必要な交通機能をこの空間の中で確保できるということを検証した。おおむねの案はこちらで示したとおりであるが、細かいところは地元と意見交換をしながら詰めていきたいと思っている。交通管理者である警視庁とはこの形で協議が調っている。今回は都市計画変更の付議であるが、今後、事業に入る前段で地元で説明会を開催させていただく。それ以降意見交換の場は設定できると考えている。

藤岡委員：

現在地権者の方が18人、そのうち集合住宅に住んでいる方が9人と聞いている。権利者との合意形成の見通しも含めて、交通広場の完成予定時期というか今後のスケジュールを教えてください。

○松本課長：

今回意見を聴いた権利者は計画の変更に直接影響がある3者である。広場全体の権利者は、土地・建物所有者の合計18人である。合意形成については、事業説明会や測量説明会等を開催する際に説明させていただき、意見をもらって事業を進めていきたいと考えている。事業の見通しは権利者のおおむねの了解をもらって事業に着手し、この規模の広場だとおおむね事業期間は5年と想定している。

藤岡委員：

交通広場を整備した後、3・4・24号の本線に着手するのか。それとも同時並行もありえるのか。それから、権利者の方々にはこれから説明していくということだが、商業をやっている人が中心になると思う。営業補償や代替地のことはどのように考えているか。

○松本課長：

3・4・24号の本線の整備の考え方としては、場合によっては同時に行うこともあろうかと思うし、段階的ということも考えられる。現時点では、市の全体の事業のバランスもあるので、優先整備路線に位置付けられた後に整備の具体的なスケジュールを検討していきたいと考えている。二つ目の質問について、事業は街路事業で進めていきたいと考えているので、

直接買収方式となる。商売をされている方々については、一定の補償をさせていただきながら、他の場所へ移転していただく。意見交換しながら、円滑に生活再建ができるよう事業を進めていきたいと考えている。

藤岡委員：

二つ目の質問の商店の営業補償について、保谷駅南口にしてもひばりヶ丘駅北口にしてもけっこう時間がかかっている。そういうことを考えると悩ましい問題である。要望になるが、くれぐれも権利者との協議は丁寧にしていただきたい。合意を基本に進めていただくのが重要である。その点くれぐれも重視してもらいたい。

○保井委員：

交通広場ができると利便性がかなり上がると思うが、自転車置き場のことが図面に描かれていない。自転車置き場は既にこの周辺にあるのか。あるいは交通広場の整備に併せて検討していきたいということか。

○松本課長：

現在田無庁舎の東側に駐輪場がある。基本的には今後もそれを活かしていきたい。

○保井委員：

分かった。駅の利用人数が増える観点から自転車についても検討する必要があるという主旨である。

○大西会長：

他に意見等はないか。これ自体は軽微な変更であるが、全体がいつ頃できるのか、本線との連動性がどうなのかという点について意見が出た。また、街路事業で行うということなので用地を買収するということが、商売が円滑に移行できるような配慮を求める意見、さらに場合によっては駐輪場の拡充についての意見が出た。今後の地元との協議や優先整備路線に昇格する議論においてこれらの意見を活かしてもらいたい。

他に質問や意見はないか。ないようであれば質疑を終了する。これより採決を行う。

議案第1号「西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線の都市計画の変更について」決定することに賛成の方は挙手をお願いする。

挙手全員と認める。本件は、原案のとおり決定する。

ここで、都市整備部参与に決定書の交付を行いたいと思う。

(都市整備部参与へ議案第1号の決定書を交付)

○大西会長：

次に議案第2号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について」事務局に説明を求める。

○松本課長：

資料により説明

○大西会長：

それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。

○納田委員：

区域マスタープランは、市が事業を引っ張ってくる材料として重要である。市は意見なしで回答するということだが、非常に気になっているのが長年課題になっている西武鉄道の連続立体交差化事業である。何も指摘しないまま区域マスタープランを進めてよいのか。資料2の26ページに中央線の複々線化や多摩都市モノレールなどの路線についての記述がある。南武線の連続立体交差化についても記述があり、一方では位置付けがされている地域がある。広域連合でも西武線の連続立体交差化の要望をし続けてきたわけで、何らかの形で市として入れられなかったのか。

○松本課長：

まず、区域マスタープランと市の都市計画マスタープランの位置付けについて説明する。都が定める区域マスタープランに即した形でそれぞれの区市町村都市計画マスタープランを定める。逆に、区市町村都市計画マスタープランを反映する形で区域マスタープランを定めるという関係である。今回の区域マスタープランは、おおむね10年後を目標年次にして、ある程度ははっきりと見通しが立っているような将来像について明確にしていこうという観点から策定される。市としては、市内の鉄道については全線連続立体交差化を基本理念に掲げていて、西東京市の都市計画マスタープランにもそのように記載している。区域マスタープランでは西東京市内の連続立体交差化の記述はされていないが、市のマスタープランでは記述しているので、今後も都及び関連機関には引き続き働きかけをしていきたいと考えている。

○納田委員：

連続立体交差化は長年に渡り多摩北部5市で強く求めてきたものだと思う。それを引っ込めてしまう姿勢をとるのが妥当なのだろうか。他の4市はどういう意見なのか、又は、議論にならなかったのか。

○松本課長：

区域マスタープランは、都が都内全体のバランスを考えて記述している。各市それぞれが持っているマスタープランに基づき、事前の事務調整があった中での案ということをご理解いただきたい。鉄道の連続立体交差化について、多摩北部都市広域行政圏の他の4市の意見の内容については特段調整をとっていない。それぞれの市が個別に都と調整をした結果である。

○納田委員：

区域マスタープランを基に事業を引っ張ってくるのは非常に重要で、事業の実現性を高めるのにいっきかけだと思う。連続立体交差化がなされている中央線や南武線はまちづくりが非常に進んでいる。特に東小金井を先日見てきたが本当に変わっているのを目の当たりにした。西東京市の将来像にとって非常に重要な課題だと考える。それを「意見なし」で回答してしまってよいか個人的に非常に疑問である。これは意見である。質問は以上である。

○大西会長：

現在の区域マスタープランにも市内の西武線の連続立体交差化の記述はされていないのか。他の4市の要望は分からないのか。

○松本課長：

記述されていない。4市の要望については特段把握していない。

○大西会長：  
他に意見、質問はないか。

宮崎委員：

石神井川の源流は西東京市にある。資料2の別紙2-3の43ページは東伏見辺りを中心に考えているかもしれないが、それよりずっと上流の石神井川はどのように区域マスタープランの中で扱われているのか。石神井川の親水化が出ているが、かつて田無市では野球場のところを親水化する話があった。石神井川は水がなくなって、川が消えてしまうことを危惧している。

○松本課長：

43ページの東伏見の石神井川の親水化等の記述は、東伏見の生活中心地の内容を示すもので、石神井川全体を示す記述ではない。調布保谷線から東側の石神井川を整備しているが、その記述である。全体の河川の計画は区域マスタープランでは詳細には触れていない。現在、石神井川の間備は下流側から徐々に行っている状況で、東伏見まで間備ができた後は上流まで間備されていくものと認識している。

宮崎委員：

上流端で20年ぐらい水質検査をやっているが、水質検査をする水がない。下流も水がなくなりつつあり、下流から間備していくと上流は川が消えるのではないか。川について記載がないのはどういうことか。

○松本課長：

区域マスタープランには具体的には記述がないが、市のマスタープランの中では水と緑のネットワークとして石神井川についても貴重な地域資源ということで強い位置付けをしている。

○大友委員：

個別にどうしてこれが入っていないのかなど、個々にあろうかと思うが、基本的には市のマスタープランと整合がとれていることは認識している。都との調整の中で位置付けてほしいと希望したのは基本的には全て位置付けられたのか。位置付けられなかったものはあったのか。

○松本課長：

区域マスタープランは、都道府県が広域的な見地から都市計画的な方針をまとめるということになっている。都が案を作り、各自治体に提示するものであって、市から個別に要望をあげるものではない。また、特段何かの事業を位置付けるというものでもない。

○大友委員：

書きぶりが変わったところなどはあったのか。都が示した案について、自治体間の横の協議はなかったのか。むしろ広域的な観点で都と協議するなら近隣の自治体同士が密接に協議して都と協議するのが必要ではないかと思う。その辺りの考え方を聞かせてほしい。

○松本課長：

個別の自治体のまちづくりの考え方はそれぞれの都市計画マスタープランに網羅されていると理解している。それを基に区域マスタープランとの調整を行っている認識している。個別のマスタープランを作る際も、隣接する自治体とある程度調整をとった上で策定している。今回初めて多摩19都市と島しょ部を一体とした区域マスタープランの策定がされる。最新の情報だと、多摩部のそれぞれの自治体が出した意見の内容の一覧が示されると聞いている。それはあくまでも参考ということで、基本的には各自治体が定めているマスタープランが前提となっていてそれを基に調整を図っている。

○浅野委員：

調布保谷線がアンダーパスになることになったとき、当時議会は全会一致で連続立体交差化を進めてほしいと都に意見書を出した。ひばりヶ丘もアンダーパスでやると2重投資と言われる。市の方もしっかりしてくれないと。どっちにいくか分からないようでは困る。

○松本課長：

鉄道の連続立体交差化については、踏切対策基本方針の中で、位置付けられていて、西東京市内は練馬境から保谷駅を越えたところ、調布保谷線からひばりヶ丘駅を越えたところまでが位置付けられている。

○浅野委員：

最終的には連続立体交差になるのか。ならないのか。

○松本課長：

最終的にはなる。

○大西会長：

他に質問、意見はないか。ないようであれば質疑を終了する。これより採決を行う。

議案第2号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について」回答案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数と認める。本件は、原案のとおり承認する。

ここで、都市整備部参与に答申書の交付を行いたいと思う。

(都市整備部参与へ議案第2号の答申書を交付)

○大西会長：

次に報告事項「本年度審議予定の地区計画について」事務局に説明を求める。

○松本課長：

資料により説明

○大西会長：

1.新東京所沢線北町五丁目周辺地区、2.保谷秋津線下保谷三・四丁目周辺地区及び3.東大生態調和農学機構周辺地区の3件は熟度がそろっているが、4.ひばりヶ丘駅北口地区A地区についてはまだそこまでの熟度ではないのが現状である。1.から3.までの3つについて、今日は報告であるが、質問、意見があれば発言願いたい。

○納田委員：

1と2についてまとめて質問する。建築物の敷地面積の最低限度を100平方メートルにしたということについて、前回の審議会では①の敷地面積の最低限度は110平方メートルであった。北町周辺は農地が残っていて、110平方メートルが妥当だと思う。どのような住宅地を誘導するかは住宅地西東京市では重要なことであり、ゆったりとしたまちづくりが必要だと思う。100平方メートルだと従来型のまちづくりに戻ってしまったような感覚を持つ。なぜ100平方メートルに変えたのか経緯を教えてください。

二つ目の質問として、新街区A地区が地区整備計画から外れているが、地区整備計画から外れたところはどういうビジョンで進めていくのかを聞きたい。東大農場一体としての地区計画であるべきと考える。新街区A地区はビジョンが見えた時点で何らかのアクションを起こしていくのか。新街区C地区、D地区、E地区、F地区は住宅として細分化するのではなく、公共施設かマンションを誘導したいと理解したが、そのような理解でよいか。

○松本課長：

一つ目の質問について、①の最低敷地面積を100平方メートルにした経緯は、人にやさしいまちづくり条例の中で、用途地域が第一種低層住居専用地域以外は100平方メートルとなっているため、バランスをとった。なるべくゆとりをとということで110平方メートルと設定していたが、都市計画道路の沿道であること、開発行為を行う際とのバランス、この地域は第一種住居地域なので100平方メートルに変更した。

二つ目の質問について、新街区A地区の取扱いは、土地利用の方向性が定まっていないのが大きな要因である。その中でも地区に必要な歩行者専用通路などの機能は位置付けた。それ以外は時期尚早と考え、地区整備計画からは外している。今後の方向性については、東大と市の間で合意が得られた暁には地区計画を変更する形で、規制誘導策を考えていきたい。他の売却予定地のうち、地区整備計画から外れているところも同じ考えである。新街区D地区、E地区、F地区に関しては、細分化を防ぎ、1宅地で誘導していきたい。

○納田委員：

1と2はどちらの地区も農地が残っていてゆとりがある。そういった地域は細分化するよりゆったりとした住宅地を誘導していくのがいいと思う。住宅地というよりはむしろ沿道利用を想定しているということか。

二つ目の質問としては、東大農場に関して、方向性が見えた後に地区計画の変更をしていくという回答があったが、方向性が見えた後というのは、売却先が見えてきた時点という理解でよいか。対象者があつての地区計画というように見える。方向性を確認させてほしい。

○松本課長：

一つ目の質問について、2の3・3・14号は広域幹線道路の位置付けがあるのでそれにふさわしい沿道の土地利用を誘導していきたいと考えている。住宅地とそれ以外という考え方は特にはないが、第一種住居地域で認められる用途で誘導していきたいと考えている。周辺環境に影響があるようなホテル又は旅館、畜舎、自動車教習所については、地区整備計画の中で制限している。建物の用途と最低敷地の関係は、必ずしも住宅以外を目的としたというものでもない。

二つ目の質問について、地区計画をかける際には売却先うんぬんよりその地域の将来像をはっきりと描けた段階で、その将来像に向かって地区計画の中で規制誘導をして実現を図っていくという考え方である。売却先というよりはその土地を現在所有されている方々を含めてどんな将来像を持っているかが重要である。現時点で将来像が明らかなもの、この地域に必要な道路などの施設、この地域に必要な規制がはっきりと示されるものについては地区計



画で示している。それができなかった地区は、今後土地所有者の東大と引き続き協議を進める中でどのような誘導策がいいのか検討し、ふさわしい将来像が担保できるように地区計画の変更をかけていく。

○浅野委員：

1は森林公園があったりして緑が多いところである。やっと練馬区側も重い腰を上げて大泉インター方面からの放射7号が動き出した。それが西東京市側に来て3・2・6号と接続すればまちが変わってくる。練馬区と協議して用途地域の色も同じようにして欲しい。2の3・4・13号もこれからやっと練馬区の重い腰があがっていくということか。西東京市側が整備しても全部練馬で止まってしまっている。ぜひうまくやっていただきたい。3の東大農場のところは昔、官庁街といって市役所、登記所、警察などを一つに集めたらいいのではないかという話があった。また、庁舎統合もあるので、緑を残しながら待っているのではなくて行政も動いたらいいと思う。

○松本課長：

1の3・3・14号の沿道部分の用途地域等の見直しの内容は、練馬区と調整を図りながら行っている。市が先行する形で準備をしている。練馬区も順次そういう作業が行われると聞いている。連携をとってやっていきたい。2の3・4・13号に接続する練馬区側の道路については、現在は優先整備路線の位置付けがない。次の事業化計画の中で優先整備路線の位置付けをしていただいて整備が進むように調整していきたい。3については、現在、企画政策課と東大が一緒になって売却先あるいは何を誘致したらいいか調整を行っている。その動向を見据えながら地区整備計画の変更など都市計画的な対応をしていきたいと考えている。

○大西会長：

4のひばりヶ丘駅北口地区A地区も含めて意見、質問はあるか。

宮崎委員：

3の資料の別紙3-2の2ページの図において、演習林の南端のところの道路に緑色が塗られているのは何か意味があるのか。

○松本課長：

2ページの下図は、東大が平成23年2月10日に開催した住民説明会の資料をそのまま掲載している。指摘があった箇所は都市計画道路として整備される部分である。

○大友委員：

1から3まで、資料は見やすく作られていると思うが、初めて見る方は内容を読み取るのが大変だと思う。説明会に参加できない方にも丁寧な対応をしてもらいたい。問合せ先は書いてあるが、説明会に参加できなかった人はわざわざアプローチしようと思わないと思うので、市から働きかけが必要だと思う。行政主導の地区計画の策定はこういった説明会やアンケートで住民の意向の確認をして一定の合意を得た上で策定される。住民発意の場合はもっと合意形成のハードルが高いと思う。行政主導のときはこのアンケートがどれだけ集められるかが問われると思うので、丁寧にアプローチしてほしい。何か具体的な案を考えているのか。

二つ目の質問は、最低敷地面積について、影響がある区域の人には個別に説明をしたということだが、特段意見があったのか、なかったのか。

三つ目の質問として、東大の緑化の基準に関しては、新街区E地区、F地区は厳しい基準になっていて安心材料の一つであるが、それ以外の地区は努力義務の書きぶりになっている。努力義務であっても積極的に緑化を誘導していくために、例えば、効果があるかどうか事例を持っているわけではないのだが、積極的な緑化をしてくれる事業者を表彰するとかそういった仕掛け的なものが考えられると思う。それを都市計画の所管で考えるのか、みどりの部署で考えていくのかその辺の考えを聞かせてほしい。

○松本課長：

一つ目の質問の住民説明については、用途地域が変わるなど影響が大きいところは事前に個別訪問をした。その後、区域全体の方々に対して素案説明会を予定している。出席できない方については案内の中にも問合せ先を書いているが、十分な対応をさせていただきたいと考えている。

二つ目の最低敷地に関する質問については、事前の意見収集の中では特に意見はなかった。都との協議、人にやさしいまちづくり条例所管との協議の中で100平方メートルが妥当だろうということで変更した。

三つ目の質問の緑化の努力義務の誘導策については、地区計画区域内で建築行為を行う際に届出が出てくるので、届出の手続の中で、なるべく緑化を誘導していきたい。仮に、善意で非常に多くの緑化をしていただける事例があれば、現行の制度でもまちづくり表彰があるので、何らかの表彰というのでも考えられるが、どういう形をとれば有効な誘導策になるのか検討していきたい。

○大友委員：

規制がかかる権利者の方へは丁寧な対応をされているようだが、それ以外の方は関心はあっても自分からわざわざ聞きに行くのはハードルが高いと思う。ぜひ聞ける環境を整えていただきたい。東大生態調和農学機構の緑化についても、ぜひ積極的な緑化をしていただける事業者に開発してもらいたい。第2次環境基本計画でも生物の多様性がうたわれていて、都市計画でもそれが誘導されるような方向性で地区計画を進めていってもらいたい。

4のひばりヶ丘駅北口について、地区計画策定期間の目標は平成26年度内となっているが後ろにずれこむ可能性があるとの説明であった。地区計画は少なくとも権利者の盛り上がりや合意がとれないと難しいと思うが、後ろにずれこむ場合はどのぐらいずれこむと考えているのか。

○松本課長：

今の目標では平成26年度内と考えていて、これから個別説明をすれば十分可能であると考えている。仮に延びてもそれほど遅れることなく策定していきたい。今のところ建物の更新で大きなものは現地を見る限りない。なるべく建物更新がうまく誘導できるように策定していきたい。

藤岡委員：

3の北キャンパス地区の建築物等の用途の制限について、「大学のキャンパス運営に必要な建築物で市長がやむを得ないと認めた建築物」というのは、どういうものを想定しているのか。

二つ目の質問として、敷地面積の最低限度について聞きたい。新街区B地区の用途地域は第一種低層住居専用地域であり、ゆとりをもった戸建住宅を中心に115平方メートルと設定されているかと思う。その他の新街区D地区、E地区、F地区は、土地利用の方針は同じなの

にそれぞれ最低敷地面積が違うのはなぜか。

○松本課長：

一つ目の質問の「市長がやむを得ないと認めた建築物」について、この規定を設けた理由は、資料3別紙3の2の14ページの1から3だけでは建築基準法上大学の施設以外が建てられないことになってしまう。昨今の大学のキャンパス運営を考えると、学生や周辺の住民が利用できるコーヒーショップやファミリーレストランのようなものも建つ傾向があるので、大学のキャンパス運営に必要なものに限って建築を認めていきたいと考えている。二つ目の質問については、新街区D地区、E地区、F地区はそれぞれの地区のもともとの面積が異なっており、過半以上の面積を最低面積と設定している。分割して建物が建つのを防ぎたいという意図である。

○大西会長：

今日は4件の報告を受けた。この件については終了する。その他、事務局から何かあるか。

○松本課長：

次回の審議会の日程については、例年だと11月に生産緑地地区の変更についての案件等を審議していただいている。内容や時期が固まり次第ご連絡差し上げる。

○大西会長：

以上をもって本日の日程は全て終了した。都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、会議録の作成を事務局に指示する。これをもって第46回都市計画審議会を閉会する。

以上